

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和6年3月19日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
(3) 年金記録の訂正請求を却下としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300104 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2300013 号

第 1 結論

平成 30 年 10 月 1 日から同年 10 月 20 日までの請求期間については、国民年金被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

令和元年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

平成 31 年 2 月 20 日から令和 2 年 11 月 1 日までの請求期間については、国民年金被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ③ 平成 30 年 10 月 1 日から同年 10 月 20 日まで
⑤ 令和元年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
⑥ 平成 31 年 2 月 20 日から令和 2 年 11 月 1 日まで

請求期間③について、国民年金被保険者資格の取得年月日が平成 30 年 10 月 20 日となっているが、正しい取得年月日は、平成 30 年 10 月 1 日である。請求期間⑤について、国民年金保険料の免除期間となっているが、令和元年 8 月、同年 9 月及び同年 10 月分の国民年金保険料をコンビニで納付した記憶があるので、領収証書等は無いものの調べてほしい。請求期間⑥について、令和 2 年 8 月、同年 9 月及び同年 10 月分の国民年金保険料等を各月 1 万 6,940 円納付したが、各月の領収証書は 1 万 6,540 円になっているので、差額 400 円の納付の事実を調べてほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間③について、国民年金法第 7 条第 1 項第 1 号には、日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者であって第二号被保険者（厚生年金保険の被保険者）及び第三号被保険者（第二号被保険者の被扶養配偶者）のいずれにも該当しないものは第一号被保険者に該当する旨規定されているところ、オンライン記録によると、請求者は、平成 30 年 10 月 20 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことから、同日付けで国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、当該厚生年金保険被保険者資格喪失年月日が訂正されるなど不自然な処理が行われた形跡はない。

また、請求者の住民票により確認できる請求期間③当時の住所地である A 町は、請求者の国民健康保険の資格取得日（国保加入日）は、平成 30 年 10 月 20 日と回答しており、前述の国民年金被保険者資格を取得した日と一致している。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間③において、国民年金被保険者であったと認めることはできない。

2 請求期間⑤について、請求者に係るオンライン記録によると、請求期間を含む令和元年7月から令和2年2月までの期間は、国民年金保険料の全額免除期間とされていることが確認できる。

また、請求者は、請求期間⑤に係る領収証書を所持しておらず、コンビニエンスストアで各月1万6,410円納付したと主張するのみであり、納付日、場所等具体的な納付状況は不明である。

さらに、日本年金機構は、請求期間⑤におけるコンビニエンスストアでの収納調査について、領収証書がない場合は、納付日及び場所（コンビニエンスストア名及び店舗名）の情報が必要のため、調査不能である旨回答している。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間⑤の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

3 請求期間⑥のうち、令和2年8月1日から同年11月1日までの期間（以下「当該期間」という。）について、請求者が納付したと主張する1万6,940円は、令和2年度の国民年金保険料（定額）1万6,540円と付加保険料400円を合計した1万6,940円と同額であるので、請求者は付加保険料400円を納付したのに記録がない旨主張していると解されるところ、国民年金法第87条の2第1項には、第一号被保険者は、厚生労働大臣に申し出て、その申出をした日の属する月以後の各月につき、定額保険料のほか、400円の保険料を納付する者となることができる旨規定されていることから、日本年金機構へ照会したものの、請求者の当該期間に係る国民年金保険料の付加保険料納付申出書はない旨回答している。

また、請求者が提出した令和2年8月、同年9月及び同年10月分の国民年金保険料に係る納付書・領収（納付受託）証書によると、国民年金保険料として各月1万6,540円が領収されていることが確認できるところ、同年8月、同年9月及び同年10月分の国民年金保険料を領収した納付場所において、請求者が主張する付加保険料として各月400円を領収した記録は確認できない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が、令和2年8月、同年9月及び同年10月分の国民年金保険料に加えて各月400円納付していたものと認めることはできない。

なお、請求期間⑥のうち、平成31年2月20日から同年3月1日までの期間、令和元年8月1日から同年11月1日までの期間及び令和2年8月1日から同年11月1日までの期間を除いた期間について、請求者は、請求期間に含めているものの、請求者からは具体的な主張がなく、調査を行うことができないことから、国民年金被保険者記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300336 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2300014 号

第 1 結論

本件訂正請求を却下する。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 1 月 21 日から同年 2 月 1 日まで
② 平成 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
④ 平成 31 年 2 月 20 日から令和元年 7 月 1 日まで

請求期間①について、国民年金と厚生年金保険を重複納付しているため、納付済月数を訂正してほしい。請求期間②について、国民年金保険料の領収証書の金額（1 万 6,340 円）が納めた国民年金保険料の金額（1 万 6,410 円）と相違しているため調べてほしい。請求期間④について、平成 31 年 2 月は、国民年金と厚生年金保険を重複納付しているため、納付済月数を訂正してほしい。

それぞれ、私の年金記録が間違っているため訂正してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金法（以下「法」という。）第 14 条の 2 第 1 項には、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録（被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。）が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないと思料するときは、国民年金原簿の訂正の請求をすることができる旨規定されている。

また、法施行規則第 15 条の 2 には、上記の特定国民年金原簿記録として厚生労働省令で定める事項は、被保険者の給付に関する事項及び納付することを要しないものとされた保険料に関する事項である旨規定されている。

請求者は、請求期間①及び請求期間④のうち、平成 31 年 2 月については、国民年金保険料の納付済期間とされているが、厚生年金保険と重複納付しており、請求期間②については、国民年金保険料の領収証書の金額（平成 30 年度国民年金保険料額 1 万 6,340 円）と自身が納めたとする国民年金保険料の金額（令和元年度国民年金保険料額と同額の 1 万 6,410 円）が相違しているとして、本件訂正請求を行っているが、これらは、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないとして訂正を求めるものではない。

よって、本件訂正請求は、法第 14 条の 2 第 1 項に規定する請求要件を満たしていないことから、不適法な請求であり、却下することが妥当である。